

安城市レジャープールの指定管理者募集要項

平成11年7月にオープンした安城市レジャープールは、年間を通じて利用できる温水プールとトレーニングルームを備えた施設です。この施設は、隣接する環境クリーンセンターのごみ焼却の余熱を利用した温水プールで、市民の健康づくりや憩いの場として利用されています。こうした施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、平成18年4月1日から地方自治法第244条の2及び安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年安城市条例第34号）第13条の規定に基づき、安城市レジャープールの管理運営を行う団体（以下「指定管理者」という。）による管理運営制度を導入しています。

つきましては、指定管理者の更新に伴い下記の要項により、安城市レジャープールの管理運営を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設

(1) 名称

安城市レジャープール（愛称「マーメイドパレス」）

(2) 所在地

安城市和泉町大下23番地1

(3) 施設の概要

ア 敷地面積 13,982㎡ [駐車場敷地含む]

イ 建築面積 4,556㎡

ウ 床面積 5,634㎡

1階4,132㎡、2階1,081㎡、PH37㎡、地下1階384㎡

エ 建築年月日 平成11年7月24日

オ 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

カ 施設の詳細

レジャープール			
	面 積	水 深	内 容
流水プール	7 6 1 m ²	0. 8 m	総延長 2 0 6 （屋内 1 2 4 m・屋外 8 2 m）
造波プール	1 9 2 m ²	0 ～ 1 . 2 m	扇形
着水プール	4 6 m ²	0. 9 5 m	ウォータースライダー用（青・黄共用）
幼児着水プール	2 6 m ²	0. 7 m	幼児スライダー用
幼児プール	2 1 m ²	0. 5 m	
リハビリプール	5 7 m ²	0. 7 m	
ジャグジープール	4 m ²	0. 8 m	
ウォータースライダー（青色）			延長 6 2 m 高さ 8 m
ウォータースライダー（黄色）			延長 3 3 m 高さ 4. 5 m
幼児スライダー			延長 5. 1 m 高さ 1. 5 m
2 5 mプール			
1 ～ 6 コース		水深 1. 1 ～ 1. 3 m、コース幅 2. 0 m	
入水スロープ兼幼児プール		コース幅 2. 2 5 m ・ 幼児コース水深 0. 6 m	
その他施設			
採暖室		2 室	
トレーニングルーム		2 1 7 m ² 2 2 種類（3 3 台） うち市所有 8 種類（1 1 台）、リース 1 7 種類（2 7 台）	
管理施設		事務所・書庫・倉庫・機械室	
付帯施設		更衣室・ロッカールーム・監視員室・医務室・受付・ミーティングルーム	
身体障害者用施設		更衣室・エレベーター・トイレ	
屋外施設		駐車場 2 4 8 台（第 1 駐車場 9 0 台 第 2 駐車場 1 3 4 台 第 3 駐車場 2 1 台 多目的駐車用 3 台）・駐輪場 1 8 0 台	

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

3 指定管理者が行う業務

業務の範囲は、次のとおりとする。

ただし、業務範囲に掲げるすべての業務を他の事業者に委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。（プール監視業務は除く）

- (1) 施設の監視等業務
- (2) 施設の保守管理等業務
- (3) 施設の衛生管理業務
- (4) 施設の利用促進に関する業務
- (5) 施設全体の維持管理業務
- (6) その他当該施設の管理運営に関し、市が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 休業日

月曜日（その日が休日又は7月21日から8月31日までの日に当たるときを除く）

年末年始（12月28日から1月4日まで）

6月（7日間以内）の換水清掃期間

10月1日から20日までの20日間以内の換水清掃期間

市が施設利用を困難と判断した場合等

(2) 利用時間

6月1日から7月20日まで及び9月

平日：午後1時（25mプールの専用利用は午前10時）から午後9時まで
7月21日から8月31日まで

午前10時から午後9時まで

10月から翌年5月まで

平日：午後1時（25mプールの専用利用は午前10時）から午後8時まで
休日等：午前10時から午後8時まで

※トレーニングルームについては、すべての時期で午前10時から午後9時まで

(3) 関係法令の遵守及び安城市レジャープールの設置目的に沿った管理

条例等関係法令を遵守し、安城市レジャープールの設置目的に沿った適切な管理を行うこと。

(4) 組織体制

業務を遂行するにあたり、十分な能力を持つ職員を確保するとともに、業務に支障のない組織体制を整えること。

(5) 公平性の確保

施設の供用にあたっては、住民の利用に関し公平性を確保すること。

(6) 個人情報の取扱

「公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項」（『仕様書』別紙7）に従うこと。

(7) 利用料金

利用料金は、安城市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第4の規定によること。

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度（利用料金を指定管理者の収入とする制度）」を採用する。

※上記2～4の詳細については、別紙「安城市レジャープール管理業務仕様書」のとおり。

5 指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営及び指定事業に係る支出から、施設の利用料金等の収入を差し引いた額とする。（指定事業とは、自主財源で行う自主事業以外の事業を指す。）

消費税率については、全期間を通じて10%で計算すること。なお、税制度の変更により消費税率の変更があった場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を増減する。

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、会計年度ごとに締結する協定で定める。

6 指定管理料の上限金額

指定管理料の上限額は、543,640,000円（5年間合計・税込み）とする。提案額がこの金額を超えた場合は、一次審査において欠格とする。

7 応募資格

指定期間中、安城市レジャープールの管理運営を安全かつ円滑に実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）、もしくは複数（2団体以上）の法人又は団体が共同して管理を行う組織（以下「共同企業体等」という。）とする。

団体の場合、法人格は必ずしも必要としないが、個人での応募及び次の各号に該当する法人等は応募することはできない。

なお、単独で応募する法人等は、共同企業体等の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体等において、同時に構成員となることもできない。共同企業体等の応募については「安城市レジャープールの指定管理者の共同企業体届出要項」（参考資料7）を別途確認すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人等

(2) 安城市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 安城市から指名停止を受けている期間中の法人等

(4) 国税、愛知県税及び安城市税を滞納している法人等

(5) 会社更生法、民事再生法の手続について申し立てがなされ、この手続が終了していない法人等

(6) 安城市指定管理者選定委員会の委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人

等

- (7) 別紙1「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置の対象となる法人等
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している法人等

8 提出書類

安城市レジャープール指定管理者指定申請書(様式1)に以下の書類を添付して提出すること。ただし、提出書類は、すべてA4サイズで作成すること。共同企業体等として申請をする場合は、(3)から(8)まで及び(10)の書類を法人等毎に提出してください。

- (1) 事業計画書(参考様式1)
- (2) 施設の管理に関する業務の令和12年度までの各年度の収支予算書(参考様式2)
- (3) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(申請前3カ月以内に取得したもの)
- (5) 役員氏名等届出書(参考様式3)
- (6) 法人等の令和7年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (7) 法人等(令和7年度に設立された法人等を除く。)の直近の事業年度における事業報告書等及び直近3事業年度における収支計算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (8) 納税証明書(国税、愛知県税及び安城市税それぞれについて、未納がないことの証明。非課税である場合は、その旨の証明。申請前3カ月以内に取得したもの。納税義務がない場合は、納税義務がないことの申出書(参考様式8))
- (9) 共同企業体として申請をする場合は下記ア～ウの書類
 - ア 安城市レジャープール指定管理者共同企業体届出書(参考様式4)
 - イ 委任状及び使用印鑑届(参考様式5)
 - ウ 安城市レジャープール指定管理者共同企業体協定書の写し(参考様式6)
- (10) 会社の概要がわかるパンフレット等

9 提出部数

提出部数は各書類とも、紙媒体による原本1部とそのコピー14部の計15部とする。(インデックスを付け、フラットファイルへ閉じてください。)

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しないものとする。

また、提出書類は、安城市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、原則公開とする。

10 募集要項の配布

(1) か(2)のどちらかから入手してください。

(1) 市公式ウェブサイトでの公開

URL : <https://www.city.anjo.aichi.jp/tanoshimu/sports/shiteikanri.html>

(2) 紙文書での配布

ア 配布期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月16日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

※休館日：月曜日(祝日の月曜日を除く)

イ 配布場所

東祥アリーナ安城(安城市体育館)

〒444-0061 安城市新田町新定山41番地8

電話：0566-75-3535 FAX：0566-77-9293

11 募集方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて受付期間内に持参すること。

(事故防止のため郵送による受付は行いません。)

(1) 受付期間

令和7年8月19日(火)から令和7年8月26日(火)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

※休館日：月曜日(祝日の月曜日を除く)

(2) 受付場所

東祥アリーナ安城(安城市体育館)

〒446-0061 安城市新田町新定山41番地8

電話：0566-75-3535 FAX：0566-77-9293

12 施設の視察及び説明会の開催

安城市レジャープールの視察及び応募方法、提出書類などについて説明会を開催する。参加人数は1法人等につき2人までとし、説明会参加申込書(参考様式11)を令和7年7月25日(金)午後5時15分までに提出すること。

なお、応募される法人等は説明会への出席(共同企業体においては代表企業の出席)を条件とする。

(1) 開催日時

次のどちらかの開催日に参加すること。

第1回 令和7年8月7日(木) 午前10時から1時間程度

第2回 令和7年8月7日(木) 午後1時30分から1時間程度

(2) 開催場所

明祥公民館第3会議室

(3) 連絡先

東祥アリーナ安城（安城市体育館） ※休館日：月曜日（祝日の月曜日を除く）

〒446-0061 安城市新田町新定山41番地8

電話：0566-75-3535

メール：my-sports-anjo@city.anjo.lg.jp

(4) 質問事項

質問がある場合は、「安城市レジャープールの指定管理者募集に関する質問票」（参考様式12）を令和7年7月25日（金）午後5時15分までに電子メールで提出すること。質問及び回答の内容は説明会で回答するなど、すべての応募者で共有し、あわせて市が必要と判断した場合は、市公式ホームページ等において公表する場合がある。また、電話等による個別の質問は受け付けない。

1.3 選定方法

- (1) 書面等による一次審査の後、安城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書面及び面接による二次審査により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (2) 一次審査を通過した応募者のみが、二次審査の対象となる。
- (3) 二次審査の開催日時については、10月を予定している。
- (4) 二次審査における選定方法については、別紙2「選定委員会における指定管理者の候補者選定方法」のとおりとする。

なお、優先交渉権者が指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、次点交渉権者を候補者として選定できるものとする。

1.4 選定基準

(1) 一次審査

下記ア～ウの条件を満たさない場合は、欠格とする。

ア 申請書類がすべて揃っていて、内容においても不備がないこと

イ 本要項「7 応募資格」に掲げる要件に該当しないこと

ウ 提案額が市の設定する上限額を超えていないこと

(2) 二次審査

別紙3「安城市レジャープール指定管理者選定基準書」のとおり

1.5 選定結果の通知

選定後は応募者全員に通知する。同時に選定結果を市公式ホームページ等で公表する。その際、すべての応募者の名称を公表する。

1.6 選定審査対象外

次の要件に該当する場合は、欠格とし、選定審査の対象から除外とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反または著しく逸脱したとき。

- (3) 本件応募について、選定委員会委員又は本市職員に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

17 協定の締結

指定管理者として指定の議決を受けた法人等は、安城市と協議を行い、基本協定及び年度協定を締結する。翌年度以降は、年度協定を毎年締結する。

18 問い合わせ先

東祥アリーナ安城（安城市体育館） ※休館日：月曜日（祝日の月曜日を除く）

〒446-0061 安城市新田町新定山41番地8

電話：0566-75-3535 FAX：0566-77-9293